

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下、「役員等」という。)の報酬等について必要な事項を定めるものである。

(役員等の報酬等)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない

- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 常勤の職員としての地位を有する役員等については、原則として報酬は支給しない。
- 4 役員の報酬は、各年度の総額が150万円を超えない範囲で支給する。
- 5 評議員の報酬は、定款第8条に定める通り、各年度の総額が50万円を超えない範囲で支給する。
- 6 評議員選任・解任委員の報酬は、各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給する。
- 7 前6項に関し必要な事項は、評議員会の議決により定める。

(会議への出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会(以下、「法人の会議等」という。)に出席したときは、別表1に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

(業務への従事)

第4条 役員等が法人の会議等への出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて、その業務にあたった場合は、別表2及び3に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

- 2 施設での業務に従事する場合は、別表2に規定する報酬及び費用を支払うことができる
- 3 施設外での業務に従事する場合は、別表3に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

(監事による監査等)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2に規定する報酬及び費用を支払うことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則 この規程は平成29年6月3日より施行する。
この規程は令和2年6月20日より施行する。

別表1

理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会に出席した場合

名 称	報 酬	交 通 費
理 事 会	10,000円	実 費
評 議 員 会	10,000円	実 費
評議員選任・解任委員会	10,000円	実 費

別表2

施設での業務に従事した場合

名 称	報 酬	交 通 費
理事・評議員業務費用	10,000円	実 費
監 事 業 務 費 用	10,000円	実 費
評議員選任・解任委員業務費用	10,000円	実 費

別表3

施設外での業務に従事した場合

費 用			そ の 他
報 酬	交 通 費	宿 泊 費	
10,000円	実 費	10,000円	実 費

※宿泊費用を法人が直接支払う場合には宿泊費は支給しない。